

平成 26 年 3 月 3 日



公益社団法人全日本アコンドー協会 御中

公益認定等委員会事務局

### 2月12日付け回答依頼に対する貴法人の回答書について

貴法人に対しては、公益認定法に基づき内閣総理大臣が勧告（平成25年12月10日付け）を行い、これに対して貴法人から勧告に対する措置状況の報告書（平成26年1月21日付け）が提出された。当方としては、公益認定等委員会の議論を踏まえ、貴法人から提出された報告書の内容を理解し、勧告に係る措置が貴法人において講じられているのかどうか（公益認定法第28条第3項）についての判断に資するため、繰り返し追加の照会を行っているものであり、本件は3度目の照会に当たる。

公益認定等委員会での議論に基づき、当方から2度目の追加照会を行ったのに対し、去る2月20日付けで貴法人会長の公印を押した回答書（以下「貴法人回答書」という。）の提出があった。しかしながら、貴法人回答書の冒頭で、（この部分の回答は）「※協会でお願いします」などとされているのを見ると、会長以下貴法人が果たして当方の照会に真剣に応じていただいているのかどうか、疑問を抱かざるを得ない。

上記のとおり、本件は、公益認定法上の判断にかかわる重要な照会である。この点を踏まえ、貴法人回答書について更に説明いただきたい以下の各事項について、3月14日（金）までに誠意をもって具体的かつ明快に御回答願いたい。

#### 1 理事会について

- 当該事項に関する2月12日付け回答依頼に対する回答がない。公益社団法人に移行して以降の各理事会について、それぞれの時点における理事総数、出席理事数、欠席理事数を整理の上、示されたい。

#### 2 勧告事項に対する措置内容について

- (1) 各都道府県協会は、加盟団体に当たるとは言え、貴法人とは別の組織・団体である。

にもかかわらず、貴法人において、貴法人の倫理委員会規程に基づき、別の組織・団体であるところの各都道府県協会所属の者及び各都道府県協会功労者に対する処分を行うことができる（貴法人回答書2（1）及び（2））のは、いかなる考え方と根拠に基づくものか。関係法令、貴法人定款等に照らしつつ具体的に明らかにされたい。

（2）上記（1）に関連し、報道によれば、貴法人は、除名された樋口氏が熊本県協会の会長を務めていることを理由として、同県協会選出の津田氏を正会員として認めないとの決定をしたとのことであるが、これは事実か。事実であるとすれば、これはいかなる考え方と根拠に基づくものか。貴法人定款等に照らしつつ具体的に明らかにされたい。

また、もし事実でないとすれば、当該事実については現在どのような状況になっているか。裏付けとなる資料を付した上で、明らかにされたい。

（3）競技選手等の個人登録や昇段認定は、競技統括団体として、極めて基本的な事項である。仮にこのようなものの根拠を明確に示せないとするならば、公益法人認定法第5条第2号により公益法人に求められる「技術的能力」に関する問題ともなり得る。

にもかかわらず、例えば、個人登録について提出された資料は、特定年度における個人登録の手続や登録料を申請者に案内する文書であって、個人登録の根拠となる規程でもなく、仕組みを明らかにするものでもない。改めて、個人登録についての法人としての規程等を提出されたい。あわせて「昇段・品審査」についても（総会資料の（察）ではなく）現行の有効な規程等を提出されたい。なお、これらの規程等については、いつ誰が何の根拠に基づき制定したものであるのかにつき、根拠となる定款の条項等を明示するなどにより、明らかにされたい。

### 3. 関連事項について

（1）貴法人回答書3（1）では、貴法人における除名処分について、「理事会審議において慎重な検討を経た上、社員総会に諮ることを決定」し、「その後、…対象者に対し、社員総会の1週間前までに理由を付して除名する旨の通知をし、社員総会に諮り、社員総会における弁明の機会を与えた上、社員総会の議決…を経て…決定する」と説明されている。この説明によれば、除名処分に至る一連の手続の中で「会長が決定する」（倫理委員会規程第7条）場面は見受けられない。また、除名処分は社員総会の議決事項とする…般法人法の規定にも整合しない。

そうだとすると、倫理委員会規程における「除名処分については…会長が決定する」とは、一体どのような趣旨なのか。関係法令、貴法人定款等に照らして具体的に明らかにされたい。

(2) 各都道府県協会は、加盟団体に当たるとは言え、貴法人とは別の組織・団体である。したがって、都道府県協会における役職は、当該都道府県協会でしか取り消せないのではないか。

にもかかわらず、貴法人回答書3(2)では、「除名処分（…都道府県協会を含む全ての役職、及び認定・登録を取り消す。）」（倫理委員会規程第6条第3号）の説明として、貴法人の「正会員が除名された場合の効果として、都道府県協会の代表者又はそれに準ずる者は全ての役職、及び認定・登録を取り消されるという解釈」であるとしている。

どうしてこのような「解釈」が導かれるのか。貴法人の正会員が貴法人から除名された場合に、貴法人とは別の組織・団体である都道府県協会の役職が取り消されることとなる考え方と根拠を、関係法令、貴法人定款等に照らしつつ具体的に明らかにされたい。

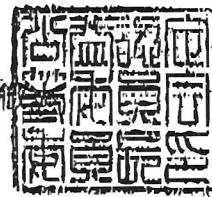
#### 4 その他

(1) 会員の資格の取得に関する規定である定款第7条が「協会預かり正会員」の根拠となる理由を明確に説明願いたい。また、「協会預かり」の効果として、当該正会員が有する議決権はどのような取扱いになるのか、これまでの社員総会における取扱いについて明確にされたい。また、その取扱いはいかなる考え方と根拠に基づくものか。以上について、関係法令、貴法人定款等に照らしつつ具体的に明らかにされたい。

(2) 平成25年12月21日の理事会においては、「明文化されたものを配布したわけではない」（貴法人回答書4(2)）とあるが、そのようなことで、内閣総理大臣からの勧告の指摘内容を貴法人として真摯に受け止め、各理事が十分な情報を得た上で理事会で議論を行い、勧告に係る措置内容を検討・決定したと言えるのか。貴法人の考え方を明らかにされたい。

公益社団法人全日本テコンドー協会  
代表者 金原昇 殿

公益認定等委員会  
委員長 山下



貴法人の運営組織及び事業活動の状況  
に関する報告の提出について(報告要求)

標記について、当委員会から平成25年12月26日付「前回報告要求書」という。)で報告を求めた事項について、貴法人から、平成26年1月21日付け文書(以下「貴法人報告書」という。)で報告がありました。

当委員会では、貴法人報告書の内容を理解するため、貴法人から追加の情報提供も求めた上で検討を行いましたが、今回の件に関する事実関係のが明や再発防止策が不十分であり、現在の再発防止策を措置しただけでは、公益社団法人としての適正な経理処理・財産管理が可能となるのかにつき疑義があります。

また、個々の役員等の責任の所在及びそれに応じた措置も明確にはされていません。

したがって、貴法人報告書の報告内容は、当委員会が報告を求めた内容に対する回答としては不十分であり、再度の報告要求を行うことといたしました。

つきましては、改めて、公益社団法人及び公益財團法人の認定等に関する法律(平成18年法律第40号。以下「公益法人認定法」という。)第27条第1項及び第60条第1項の規定に基づき、報告要求を行いますので、下記のことについて、平成26年3月28日までに報告してください。

なお、本件については、代表理事自らが開催する事業であること、再度の報告要求であること及び役員の責任について明らかにすることを求めていることに鑑み、貴法人の運営に責任を有する貴法人の全理事及び全監事に対して手渡しを送付しております。

記

1 報告を求める事項

本事案は、①貴法人の代表理事である会長が、自ら専任コーチ等から謝金を受領し、  
②当該謝金を代表理事個人及び関連会社の名義で貴法人に寄附を行い(大賃の寄附者でない者が寄附を行った形を取り)、かつ、③代表理事自らが貴法人の海外で多額の支出をしていったものであり、法人の代表理事が主導した貴法人の不正経理及び不適正寄附の

問題です。

これについて、公益財団法人日本オリンピック委員会（以下「JOC」という。）が設置した第三者特別調査委員会の調査報告書（平成24年3月26日。以下「調査委員会報告書」という。）及びJOC加盟団体審査委員会に置かれた調査チームの調査報告書（平成24年11月5日。以下「調査チーム報告書」という。）では、ある時点で貴法人に「裏金」が存在し、また、「公益社団法人（ないし一般社団法人）の会計処理として不適切であることは明らかである」（調査チーム報告書本文17ページ）等と指摘しています。

代表理事の個人の財布と貴法人の会計とが分離されることは、公益認定を受ける以前に、一般社団法人としての法人格が成り立つまでの当然の前提です。代表理事個人の支払や寄附は、法人の会計とは切り分けて個人として行わなければなりませんが、こうした分離がされていないことは、法人格成立の前提にも疑いを抱かせるものです。仮にこの点について貴法人が依然理解していないとすれば、公益法人認定法第5条第2号により公益法人に求められる「経理的基礎」（経理処理・財産管理の適正性）に欠けることになります。さらに、会長自らが専任コーチ等から集金した資金を、自己及び自己の関連会社の名義で貴法人に対して寄附する（貴法人報告書（1）①口）ということも、公益法人の代表者として通常では考えることができない行為です。

以上に鑑み、当委員会としては、①不適切な会計処理がどのような規模・内容で行われたのか、②これを解消するためにどのような会計処理がなされたのか、③上記①及び③について、代表理事を始めとする法人の各機関はどのようにそれぞれの責任を明らかにしたのか、④調査委員会報告書及び調査チーム報告書において指摘された貴法人における開帳補助金の取扱い等の問題が、今後二度と繰り返されないような再発防止策について、どのように構築され、実行されているのかにつき、重大な関心を有しています。

つきましては、貴法人報告書の記載内容等に問し、なお確認が必要であると考えられる以下の（1）から（3）までの各項目に問し、それぞれ具体的かつ詳細に説明してください。

#### （1）「裏金」について

##### （1）「裏金」の存否と金額

貴法人から平成26年2月18日に提供された情報（以下「追加情報」という。）では、調査委員会報告書においても「残金の存在や金原会長の個人的な費消を窺わせる記述」がないこと、調査チーム報告書においても、本件謝金問題は「刑罰法令に触れる「不正」ないし是認的な違法行為であったと認めることはできない」とされていることをもって、裏金の残金は存在しないとされている（追加情報1（5）（I））。

しかしながら、当該記述は、本件謝金問題に問し、補助金の支出元として刑事告発までに行わないこととしたということにとどまり、貴法人の法人としての会計処理の不適正についての何らかの弁明になるものではない。また、裏金の残金が存在しないとの根拠になるものでもない。助成金の不適正受給による多額の裏金問題が

明らかになって以降1年以上が経過しているにもかかわらず（下記②参照）、前回報告要求書により当委員会から報告を求めたのに対して、単に「財務に記載されていないお金は存在しない。」（貴法人報告書（1）①イ）というのでは、貴法人としてこの問題についての事実関係の説明を行っていないことにはかなはず、法人としての経理的基礎が欠けていることを疑わせる。

加えて、貴法人報告書では、平成23年度分の不適正受給の金額を加算するのを「失念」（追加情報1（2）（付））するなど、貴法人による基本的な事実関係の把握（及び外部への説明姿勢）には問題がある。

以上について、貴法人の見解を明らかにされたい。

## ② 本件事案についての適切な対処

上述のとおり、代表理事である会長個人の財布と法人の会計とが確實に分離され、それが財務監査等によって明証されることとは、公益性の認定以前に一般社団法人としての法人格が成立立つまでの当然の前提である。

しかしながら、上述のとおり、貴法人にはある時点で「基金」が存在しており、例えば、下記③及び⑥のとおり、代表理事個人の財布と貴法人の会計が区分されていない。

平成24年11月には調査チーム報告書が取り戻しとめられ、また、当委員会から平成25年2月5日付け府議第122号で報告を求めた事項に対する同月21日付けの貴法人からの報告書（以下「平成25年報告書」という。）において、「補助金、助成金の要項に従い対象経費を正確に把握して適切に処理する。」としていたにもかかわらず、それから約1年経過している現時点においてもなお、適切な会計処理が終了しておらず、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」に従って平成25年度の決算において会計処理を行うとしている（追加情報1（3））のは、遅晩に失する。

貴法人は、結局、平成26年2月の現時点においてもなお、例えば、1) 平成23年度分を抜かして当委員会に報告するなど「不適正受給金額」の総額の認識も不確かであり（（1）①参照）、2) 代表理事が自ら実行した事業であるにもかかわらず「浮外」であるから帳簿に基づく説明はできないなどとして、明確な根拠を示さず推測のみで現金はないとするなど、平成24年11月までに公表済みのJOCの二つの報告書の都合の良い部分の引用に終始し、法人として説明した事実関係を責任をもって法人内部及び社外的に説明できる状態に立ち至っていない。これでは、既に平成24年事業年度において多額の「基金」問題が明らかになっていたにもかかわらず、貴法人は、同年度ないし同年度から現時点までに、法人として本件事案に法人として適切に対処し、財務の実態に合ったできる限り適切な会計処理を行い、法人としての経理的基礎を回復するための努力を行っていないことになる。

以上について、貴法人の見解を明らかにされたい。

## ③ 会長個人の財布と貴法人の会計との分離

前回報告要求書1（1）①において報告を求めたのは、平成24年度以降は、調査委員会報告書及び調査チーム報告書において指摘されたような事態と同様の事態は生じていないのか、同様の事態を招くことのないような管理的基礎とそのための体制の構築はできたのかということである。これに対し、「平成24年度以降は、そもそも金丸九コーチ以外の専任コーチ等の申請自体を行って」いない（追加情報1（14））ことだけでは、仮に申請を行った場合に適正な会計処理ができるのかどうか明らかでないから、当委員会の服会取扱についての客観的な確認結果とはならない。この点について貴法人の見解を明らかにされたい。

また、現在の金丸九コーチに対する謝金の支払は、貴法人の帳簿を説明ずに支出しているのか、あるいは、貴法人の会計から支出されているのかについて、具体的な裏付けとともに明らかにされたい。

#### ④ 公認会計士による会計監査

当委員会が「指摘された貴法人における同額補助金の取扱い等の問題が、今後二度と繰り返されないような再発防止策」について尋ねたのに対し、貴法人からは「公認会計士にも本件の問題がある旨を伝えた上で会計監査を厳正に行って頂いた（貴法人報告書（1）②口）と回答があった。貴法人の平成25年報告書においても、再発防止策の一環として、「公認会計士による会計監査」を挙げている。

平成24事業年度の会計監査の実施時点（平成25年6月6日）では、既にJOCによる2つの調査報告書が公表されていた（平成24年3月及び11月）。監査を行った公認会計士も、監査の時点で、報道等で「本件の問題の存在を承知していたとする（追加情報2（1））。しかしながら、貴法人では、「本件謝金問題を修正する会計処理」は平成25事業年度に行うこととしており、今後「改めて確定した内容の詳細を（公認会計士に）説明し、修正の会計処理のご指示を頂く予定」としている。このため、上記の公認会計士による監査報告書は、本件事案の事実解明とそれに基づく適正な会計処理の内容を示すものではない。（実際に、「独立監査人の監査報告書」中に、本件の不適正鮮明の問題について触れるところはない）。

ところで、上記の「独立監査人の監査報告書」によれば、「監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は横濫による財務諸表等の重要な誤表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用」するのであり、リスク評価の実施に際しては、法人による「財務諸表等の作成と適切な表示に関する内部統制を検討」したとしている。その上で、「意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手した」として、「財務諸表等が、（略）当該（略）期間の財産及び損益（正味財産増減）の状況をすべての重要な点において適正に表示している」との結論付けている。

当委員会としては、貴法人の「管理的基礎」に関する問題として、ここでいう貴法人における「内部統制」の状況に重大な関心がある。貴法人は、貴法人における会計面・経理面の「内部統制」の状況について、上記会計監査を行った監査法人に対してどのように説明し、また、監査証拠となる資料等を提供したのか。当委員会が理解できるように、具体的かつ詳細に説明願いたい。

## (6) その他

ア 「本件謝金の内の寄附金とされた金額の金額を会長が預かることとはせず、一部を（株）日本興産に預かることとした」（追加情報1（13））とあるが、これは、代理理事である会長個人の財布と貢法人の会計が分離されていないこと、また、会長個人の財布と会長の関連会社の財布とも分かれていなことを示している。会長が、専任コーチ等から受領した謝金を自らの名前で、及び自らが株主となっている企業の名前で寄附したように裝った背景・理由は何か、具体的に明らかにされたい。

また、会長が、自らが株主となっている企業にお金を渡した上で、その企業の名義で貢法人に寄附をさせたのであれば、「株式会社・・・に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わないものであること。」（公益法人認定法第5条第4項）に抵触する疑いもある。この点について貢法人としての見解を明らかにされたい。

イ 貢法人への寄附に当たって、JOCによる免税募金制度が利用されていた場合、JOCから免税領収書が発行されているはずである。会長及び当該企業は、それが受け取った免税領収書をどのように取り扱ったのか、貢法人が掲載している事実関係を、具体的な裏付けとともに明らかにされたい。

## (2) 役員の責任等について

「概念のある事案を最も早く発見する可能性があるのは、当協会の日常業務に従事し、幹事を担当する事務局です」（追加情報4（1））とあるが、本件事案の性格、経緯に鑑みれば、法人の業務執行を担う幹事、理事の業務執行を監督する理事会及び理事の業務執行と法人の財務状況を監査する監事が果たすべき役割と責任は極めて重大である。この点に関し、以下の各事項について貢法人の見解を明らかにされたい。

## ① 代理理事の責任

会長が自ら主導して、謝金を原資とした「資金」としての支出運用を行っていたことについて、貢法人を代表し、業務の執行に当たる役割を担う代理理事としての責任をどのように明確にしたのか、具体的に明らかにされたい。

## ② 監事の責任

会長個人の財布と貢法人の会計が分離されていないことが判明して以降、理事の業務の執行を監査する権限（業務監査及び財務監査の双方の権限）を有する監事は、これをどのように認識し、何を行ってきたのか、具体的に明らかにされたい。

## ③ 理事会の責任

会長自らが専任コーチ等から謝金を受領し、貢法人に寄附を行っていたことにつ

いて、代表理事や業務執行理事の選定及び職務の権限を有し、理事会の職務の執行を監督する責任を有する理事会は、どのように認識し、その職責を果たしてきたのか、具体的に明らかにされたい。

加えて、本件についてでは、上記(1)(2)のとおり、平成24年11月に調査チーム報告書が取りまとめられてから約1年経過している現時点においてもなお、適切な会計処理が終了していない。これについて、上記のような職責と権限を有する貴法人の理事会は、どのように認識し、職責を果たしてきたのか、具体的に明らかにされたい。

#### ④ 損害賠償責任

独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「JSC」という。）及びJOCへの返還に関し、以下の点について具体的に明らかにされたい。その際には、追加情報において「本件謝金問題に関する企原会長の行為は、「任務を怠った」という要件には該当しない」（追加情報3(1)）とされている理由についても、理事会及び監事の任務に伴う責任とあわせて明らかにされたい。

なお、貴法人は、追加情報において、調査チーム報告書において「理事会等に損害賠償責任が生ずる旨の記述は皆無」（追加情報3(1)）であることがその理由であると説明しているが、当該記述は、「作戦部の共犯としての故意及び過失性」（同上）について論じた部分であって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。）上の役員の損害賠償責任について論じた部分ではないことに留意の上、回答されたい。

- ・ JSCへの返還原資が貴法人の内部留保（貴法人報告書(1)③イ）だとすると、返還により、貴法人に損害が生じることになる。一般法人法では、役員がその任務を怠ったときは、法人に対して生じた損害を賠償する責任を負う（同法第111条）とされているが、この点について貴法人の見解を明らかにされたい。
- ・ JOCへの返還原資が貴法人の内部留保（追加情報3(1)）だとすると、上記と同様、返還により、貴法人に損害が生じることになるが、一般法人法第111条との関係について、貴法人の見解を明らかにされたい。

#### (3) 事業の運営について

「平成24年度以降は、そもそも全天候型コーチ以外の専任コーチ等の申請自体を行っていない」ない（追加情報1(14)）、「本件謝金問題において問題となった専任コーチ等の申請自体を行っておらず、本件のような物附金もなくなる」た（追加情報2(2)）とあるが、「コーチ等に専任する指導者が、その間自らの職業等により収入を得ることができないため、これを補完する措置として謝金を支払うことにより、コーチ等に専念することができるようにして、もって選手の強化を図る」（調査チーム報告書10ページ）ことが専任コーチ等設置事業の目的であり、テコンドー競技の普及及び底堅いを図るという法人の目的からすれば、本件謝金問題が発生したからといって、

専任コーチを1名のみに限定するとの適用は本末転倒ではないか。

適切な余計処理、徹底した再発防止策を講じた上で、事業の目的達成に必要となる専任コーチを確保すること、そのために必要となる法人としての適切な事業実施体制を整備・確立しなければならないのではないか。

以上について、貴法人の見解を明らかにされたい。

## 2 報告書様式

別添様式により報告書を作成してください。

## 3 提出方法

書面により提出してください。

## 4 留意事項

本報告要件に対する報告の提出がない場合や報告内容に虚偽が含まれた場合には、公益法人認定法第66条の規定に基づき過料に処される可能性があります。

また、本報告要件は、同法第27条第1項に基づき、公益法人の事業の適正な運営を確保するために行うものですが、仮に公益法人がその公益目的事業を適正に実施し得るだけの体制や基盤を有していないと判断される場合には、同法第5条第2号等の基準に適合しなくなったものとして、同法第28条の第1項及び第3項に基づき、行政庁が改正のための勧告又は命令を出すことがあるとともに、最終的には、同法第29条第1項又は第2項の規定により公益認定が取り消されることがありますので、御留意願います。

【参考】公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第10号）（抄）

第二〇条 次のいずれかに該当する場合においては、公益法人の理事、監事又は幹部人は、五十万円以下の過料に処する。

一及び二 （略）

三 第27条第1項（第59条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。）の報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第27条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは逃避し、若しくは同項の規定による質問に対して答かをせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

〈本件担当者〉（届け先、報告を書面により提出する際の送付・連絡先）

公益認定等委員会事務局 甲川、余子

〒105-0001 東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル12階

Tel. 03-5403-9824 FAX 03-5403-0530